

令和3年度周南市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和3年度周南市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度周南市病院事業会計予算第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第4条の2 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新南陽市民病院 指定管理料	令和3年度から 令和8年度まで	15,361,335 千円

令和3年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

## 債務負担行為に関する調書

(単位:千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生(見込)額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳
		期間	金額	期間	金額	病院事業収益
新南陽市民病院 指定管理料	15,361,335			令和3年度から 令和8年度まで	15,361,335	15,361,335